

## 2023年度職場改善諸要求(車両所関係)に関する業務委員会開催!

12月20日、地本は2023年度職場改善要求(車両所関係)に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、渡邊副委員長、下茂副委員長、細田車両担当部長、梶田運輸担当部長、高原運輸担当部長。会社側は、足立人事課課長代理、三浦運輸課課長代理、紫牟田車両課課長、川村人事課係長でした。

「申」第4号2023年度職場改善要求(車両所関係)に関する申し入れ(2023年9月25日申入)

**2023年度職場改善諸要求の申し入れ(車両関係)は、鳥飼基地で働く社員の声である。会社は誠意を示せ!各車両所の更衣時間や移動時間は、労働時間とせよ!!**

### I. 各車両所共通の改善要求について

#### 1. 安全・労働条件について

(1) 5類になった新型コロナウイルス感染症の予防対策を明らかにすること。

【回答】感染症法上の5類感染症として対応している。

(2) 新型コロナウイルス感染者の取り扱いについて具体的に明らかにすること。

【回答】新型コロナウイルス感染症に関する勤務等の取扱いについては、従前のインフルエンザ等と同等の取扱いとしている。

(3) トイレ内にあるハンドドライヤーを使用するのか明らかにすること。

【回答】現状、使用再開の予定はない。

#### 2. 設備・環境について

(1) 熱中症予防のためにスポットクーラーの設置や冷水器を設置など酷暑に対する防暑対策をJR社員及び関連会社社員が要求する意見をくみ上げ酷暑に対応すること。

【回答】防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。

(2) 故障している自転車が1ヶ月以上放置してある。配備されている自転車の点検・整備は誰が責任をもって行うのか明らかにすること。また、使用者が行うとなれば安全上問題があるので業者に点検・整備させること。

【回答】必要な時に適切な者が点検・整備を行う。

### 3. 勤務について

(1) 会社は「年休申し込みにには事由は要らない」と認めている。よって社員に診断書の提出を強要しないこと。

**【回答】就業規則に基づき、適切に対応している。**

(2) 各車両所の更衣場所や時間、点呼場までの移動時間、面着札の取り扱いなど具体的に「労働時間・指示命令・任意」等を明らかにすること。

**【回答】更衣時間については、更衣場所、更衣する時間等について強制しておらず、労働時間ではない。業務指示として行うものではない。**

(3) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

**【回答】現行通り、申込日等の諸要素を勘案した結果、年休が発給できないケースもあることは理解されたい。**

### 4. 通勤について

(1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。

**【回答】支社権限外事項である。**

(2) 駐車場の可能な台数及び使用台数を明らかにすること。

**【回答】明らかにする考えはない。**

(3) 転勤及び出向された社員については「駐車場抽選時」前でも駐車場を許可すること。

**【回答】前もって許可する考えはない。出向社員の駐車場の扱いについては出向先で相談されたい。**

(4) 災害等に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。また、通勤障害や計画運休が発生した場合の会社の対応を明らかにすること。

**【回答】計画運休発生時の勤務については、個別の状況に応じて適切に対応している。**

(5) 台風接近などで社員に前泊をお願いする場合、社員の宿泊は会社が責任を持って確保すること。また、帰宅に支障がある社員の宿泊は会社が責任を持って確保すること。

**【回答】個別の状況に応じて適切に対応している。**

(6) 通勤時の服装に対して、どんな服装でもいいのか明らかにすること。また、汚れたままの制服での通勤バスや回送利用について会社は何か指摘するのか明らかにすること。

**【回答】通勤時の服装は自由であるが、社会人に相応しい服装の代表例がスーツであると考えている。強要しているものではない。汚れた服を着用した状態で通勤バスや通勤回送に乗車すると、座席の汚損につながる可能性があるため控えていただきたい。**

### 5. 庁舎環境について

(1) 総合庁舎の事務所棟 6階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。

**【回答】現行ルールを変える考えはない。**

(2) 総合庁舎 9階の風呂（車両所用）を再利用すること。

**【回答】そのような考えはない。**

(3) 6階男性用トイレを増設すること。

**【回答】現行通りとする。**

(4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかに

すること。

【回答】避難経路、避難箇所については、各階エレベーター前の壁に掲出している。よく確認し、緊急時には迅速に避難できるようにされたい。

(5) 洗濯機を全自動タイプ（洗濯から乾燥まで）に更新し、設置台数を増やすこと。  
また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

【回答】サービックとクリーニングに関する協約を締結しているため利用されたい。また、洗濯機の故障に関して報告があれば、適切に対応する。

## II. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

### 1. 安全・労働条件について

(1) 停電時間に間にあわすために、仕業手順に逸脱したやり方をやめること。

【回答】仕業検査手順の逸脱ではなく、必要に応じて適宜指示を行う。

(2) 仕業検査の作業後に作業データーの入力、作業準備のために 10 分間時間をとっているが、停電時間を間に合わせるために、作業データーの入力を後回しにしないこと。

【回答】現行通りとする。

(3) 休憩時間は、あらかじめ決められた時間に必ず取らせること

【回答】就業規則に則り、休憩変更を指示することはある。

(4) 仕業検査中に手歯止めを撤去されることがあった、重大な不安全行為である対策を講じること。

【回答】検査中は手歯止めを装着しており、転動防止措置は行っている。

(5) 移動禁止表示旗の掲出について、「安全心得」や「新これだけは忘れない」に載っていないやり方でも良いと言っているが、関係箇所に周知し、関連書物の書き換えを行うこと

【回答】そのような考えはない。

(6) 仕業・申告・班長の休憩時間の変更及び買い上げ等は助役が行うこと。また、その際は、社員の意向を直接確認すること。

【回答】休憩変更等は、会社として適切に指示をしている。

(7) 仕業検査 1 班 2 班 3 班の作業実態がその日によって違う。基本的な作業本数を明らかにすること。

【回答】23本である。

(8) 目安ダイヤで作業を行うと、仕業・申告が休みなく作業をするため、班長が4時から5時の休憩をとることが出来ない。休憩が取れる目安ダイヤを作成すること。

【回答】夜間（目安）ダイヤの作業においても、休憩時間は適切に取得できるように配置している。

(9) 教育等で社員を勤務から外す場合、必要な要員を確保すること。

【回答】現行通りとする。

(10) 「舟体番号未登録」に関する申し入れを行ったときの回答が「一致しているか、反映まで時間が掛かる場合がある」であった。しかし、すでに完成しているスリ板番号であったり、取り外したスリ板の番号だったりする。会社回答には矛盾がある。再度、回答すること。

【回答】ARISへの舟体番号等の誤入力等が原因である。

(11) コロナ感染症の影響等の急な勤務変更等で、結果として三連続夜勤などの社員の健康を脅かす勤務を指定される社員が散見される。社員の健康を脅かす勤務変更はしないこと。

**【回答】**法令及び36協定に基づき、適切に対応している。

(12) 熱中症対策として、水分補給の時間、着替えの時間を毎仕業検査ごとに5分確保すること。

**【回答】**具体的な労働時間として新たに設けるものではないが、熱中症対策として必要な予防措置は、各自で適宜実施していただきたい。

(13) 熱中症対策として、麦茶のペットボトルを出動した全社員に配布すること。

**【回答】**必要な飲み物については各自で用意することが原則であり、そのような考えはない。

## 2. 仕業庫等の設備改善要求について

(1) パン点検通路2～7までの蛍光灯が切れているところがある。もう何年も放置している個所もある。労災防止のため、直ちに蛍光灯の交換かLEDに交換すること。

**【回答】**必要に応じて交換を実施する。

(2) パン点検通路にあるスポットクーラーが老朽化し、排水も不良である。すぐに修理すること。

**【回答】**冷却能力に問題ないので、現状で対処されたい。

(3) パン点検通路の床面が老朽化し危険である。早急に修理すること。

**【回答】**現状、そのような情報は承知していない。具体的な場所を明らかにされたい。

## 3. 関連会社との改善要求について

SEK修繕職場（仕業担当）との改善要求について

(1) SEKとの契約内容を明らかにすること。

**【回答】**契約内容については、明らかにする考えはない。

(2) SEKとの作業区分を明らかにすること。

**【回答】**仕業検査における客室検査・修繕業務はSEKにて実施する。また、これまでと同様に一齐点検も含めて庫の計画と業務量に応じて検修当直が振り分けることもある。

(3) SEKでは仕業客室内修繕作業（簡易作業）の線引きについて、SEK交検との作業と比較して明らかにすること。

**【回答】**契約内容については、明らかにする考えはない。

(4) SEKが行う作業が2人以上必要な作業はJRが担当するのか明らかにすること。

**【回答】**全体の検修作業の状況により適時適切に判断している。

(5) SEK担当が修繕業務を完了させる為に時間がなく作業している最中に、次の仕業にJR社員だけが検査をしている状況が度々ある。これにより焦りなどから労災やミスが発生しやすい。この状況についてJRとして改善すること。

**【回答】**修繕内容によって、SEK側との作業時間にズレが生じることは承知しているが、SEK側が同行していなくても作業上問題ない。

(6) SEK担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工すること。

**【回答】**これまでも、必要な報告はSEKに求めている。

(7) SEKの作業を請け合う場合は当直を通じて作業指示をすること。

**【回答】**当直を通じて作業指示を出している。

(8) SEKの仕業現場詰所エアコンから水滴が落ちてくる。早急に修理すること。

**【回答】**必要に応じて対応していく。

(9) SEKの仕業担当者の現場詰所付近の専用洗濯機について会社は設置場所が無いとの回答であったが、探す努力したのか。また、元修繕車両所の現場詰所時にあつ

た場所では洗濯機を設置していたが、同箇所に設置できないのか明らかにすること。

**【回答】** SEK仕業担当者詰所 1 階の手洗い場付近に関してはスペース的に設置が困難である。また、元修繕車両所の現場詰所付近の洗濯場に関しては設備的に設置が困難である。

#### SEK台検職場における改善要求について

(1) 各パートにある設備は古くなっているため、故障が頻発していて、故障するたびに東海交通機械（CKK）に修理手配を行うがCKKの到着が遅く、また、修理に時間を要してしまい作業が止まってしまう。CKK社員を台検職場に常駐させて修理時間を短縮させること。

**【回答】** そのような考えはない。

(2) 各パートのパレット等に不具合があった場合、早急にパレットを修理又は購入すること。

**【回答】** 不具合があれば修繕、場合によっては取替を行う。不具合を認めた場合には大台両へ申告していただきたい。

(3) 軸箱洗浄装置に使用しているパレット類を更新すること。

**【回答】** 不具合があれば修繕、場合によっては取替を行う。不具合を認めた場合には大台両へ申告していただきたい。

(4) 各パートにタブレット用の充電器を設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。

### Ⅲ. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

#### 1. 設備・環境について

(1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

**【回答】** 順次置き換えは実施している。

(2) 更衣室・待機室兼食堂は、蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。昨年の業務委員会で、「必要な箇所には必要な照明を設置しているため、現行通りとする。」と回答しているが、社員が暗いと感じている。早急に改善すること。

**【回答】** 必要な箇所には必要な照明を設置しているため、現行通りとする。

(3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のため換気扇を設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。

(4) 待機室兼食堂に製氷機とお茶を作るためのIHクッキングヒーターを設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。

(5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため空気清浄機を設置しているが、不十分である。換気扇を設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。

(6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。尚、入浴が必要と思う場合は個別に管理者に申し出ること。

(7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。

**【回答】** 現行通りとする。

(8) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除すること。また、糞害防止すること。会社は、業務委員会で、「カラスの巣については都度除去しており、防除マット敷設等の対策を講じている。カラスの巣を発見された際は、管理者へ申告されたい。」と回答

しているが、効果が見られない。また、防除マットは敷かれたものの取替等が行われていないように見受けられる。対策を強化すること。

【回答】カラスの巣については都度除去しており、各種対策を講じている。カラスの巣を発見された際は、管理者へ申告されたい。

(9) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。

【回答】車両検修と密接にかかわる大規模な工事が必要になるので、所定「One step」活用なども活用しながら、今後も十分精査した上で必要な対応を検討していく。

(10) 仕業庫サービスデッキの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。

【回答】現行通りとする。

(11) 仕業庫0番線から3番線までのピット溝の排水をすること。会社は、昨年の業務委員会で、「平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃を実施している」と回答しているが、水が溜まっている時がある。清掃の回数を増やすなりして作業がやりやすくなるようにすること。

【回答】平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に排水溝清掃等を行っているが他、仕業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りをつける対策を講じている。現状で対処されたい。

(12) 仕業庫での作業において庫6番線や庫7番線はピットの床が高く作業効率が悪い。また、無理な姿勢での作業になるので、床下作業は庫0番線から5番線までの作業とすること。

【回答】現行通りとする。

(13) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、西電留線や東電留線での作業をやめること。

【回答】作業詰所は作業内容に応じて適切に判断しており問題ない。

(14) 作業用自動車を5人乗りの荷物が積めるタイプ（ミニバン）のものにすること。

【回答】業務に必要な移動手段は確保されているため、現状で対処されたい。

#### IV. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

##### 1. 基本要件について

(1) 台検の詰所解錠が9月以降、7時30分になった理由を明らかにし7時までに解錠すること。

【回答】決まった時刻に開錠すると決めているものではない。

(2) 総点呼、始業点呼を6F事務所棟で行うこと。

【回答】現行通りとする。

(3) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。

【回答】現行通りとする。点呼などによって5分以上となる場合もあるが、作業は問題なく終了している。

##### 2. 防暑・防寒対策について基本要件について

(1) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化すること。

【回答】現行通りとする。

(2) 台車組み立て・中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

【回答】現行通りとする。

### 3. 設備・環境について

(1) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

**【回答】** 資格取得については、必要数、及び個人の能力、適性等を総合的に判断して指定している。

(2) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること

**【回答】** そのような考えはない。

以上